

第 2 6 期 決 算 公 告

2025年6月20日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社 み な と 銀 行
代表取締役社長 持 丸 秀 樹

貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	528,623	預金	3,867,343
現金	26,111	当座預金	209,593
預け金	502,511	普通預金	2,786,613
コールローン	2,430	貯蓄預金	16,403
有価証券	701,184	通知預金	2,534
国債	132,202	定期預金	820,084
地方債	64,498	その他の預金	32,113
社債	413,103	譲渡性預金	2,800
株式	36,422	債券貸借取引受入担保金	132,523
その他の証券	54,957	借入金	344,700
貸出金	3,271,756	借入金	344,700
割引手形	6,583	外国為替	784
手形貸付	31,108	売渡外国為替	683
証書貸付	2,943,752	未払外国為替	100
当座貸越	290,311	その他負債	35,110
外国為替	13,214	未決済為替借	0
外国他店預け	11,437	未払法人税等	9,016
買入外国為替	967	未払費用	3,749
取立外国為替	810	前受収益	1,293
その他資産	21,224	金融派生商品	9,646
前払費用	94	金融商品等受入担保金	481
未収収益	3,204	リース債務	750
先物取引差入証拠金	748	資産除去債務	390
金融派生商品	6,513	その他の負債	9,783
金融商品等差入担保金	2,360	賞与引当金	1,774
その他の資産	8,302	その他の引当金	1,294
有形固定資産	26,702	支払承諾	15,917
建物	12,042	負債の部合計	4,402,248
土地	13,181		
リース資産	714	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	763	資本金	39,984
無形固定資産	1,349	資本剰余金	62,109
ソフトウェア	540	資本準備金	39,931
その他の無形固定資産	808	その他資本剰余金	22,177
前払年金費用	4,672	利益剰余金	68,909
繰延税金資産	9,080	利益準備金	53
支払承諾見返	15,917	その他利益剰余金	68,855
貸倒引当金	△12,776	別途積立金	2,325
		繰越利益剰余金	66,530
		株主資本合計	171,003
		その他有価証券評価差額金	11,868
		繰延ヘッジ損益	△1,739
		評価・換算差額等合計	10,128
		純資産の部合計	181,131
資産の部合計	4,583,380	負債及び純資産の部合計	4,583,380

第26期

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		68,997
資金運用収益	40,686	
貸出金利息	31,499	
有価証券利息配当金	7,048	
コールローン利息	163	
預け金利息	1,775	
金利スワップ受入利息	53	
その他の受入利息	145	
役務取引等収益	15,071	
受入為替手数料	2,375	
その他の役務収益	12,695	
その他業務収益	651	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	65	
金融商品派生収益	583	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	12,587	
償却債権取立益	113	
株式等売却益	12,197	
その他の経常収益	276	
経常費用		59,076
資金調達費用	3,621	
預金利息	2,756	
譲渡性預金利息	59	
コールマネー利息	1	
債券貸借取引支払利息	1,036	
借入金利息	△271	
その他の支払利息	39	
役務取引等費用	4,544	
支払為替手数料	287	
その他の役務費用	4,256	
その他業務費用	4,223	
外国為替売買損	688	
国債等債券売却損	3,535	
営業経費	32,904	
その他経常費用	13,783	
貸倒引当金繰入額	905	
株式等売却損	89	
株式等償却	101	
その他の経常費用	12,686	
経常利益		9,920
特別利益		71
固定資産処分益	71	
特別損失		200
固定資産処分損	143	
減損損失	57	
税引前当期純利益		9,791
法人税、住民税及び事業税	9,474	
法人税等調整額	△7,025	
法人税等合計		2,448
当期純利益		7,342

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,220百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
----------	--

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金	133百万円
-----------	--------

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

信用保証協会負担金引当金	958百万円
--------------	--------

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

7. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「役務取引等収益」に含まれております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

10. グループ通算制度の適用

当社は株式会社りそなホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 12,776百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。

当該引当金算出方法の詳細は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。

なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

③ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(重要な後発事象)

当社は、2025年4月1日に連結子会社である株式会社みなとカード及びみなとシステム株式会社の株式の一部または全部を売却し、当社の連結子会社に該当しなくなりました。この売却により、2025年度決算において株式等売却益989百万円を計上予定であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金（親会社株式を除く）総額 7,457百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,627百万円
危険債権額	39,663百万円
三月以上延滞債権額	224百万円
貸出条件緩和債権額	5,908百万円
合計額	55,423百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,550百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、33,801百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	507,603百万円
貸出金	111,892百万円
その他の資産	108百万円
担保資産に対応する債務	
預金	11,874百万円
債券貸借取引受入担保金	132,523百万円
借用金	344,700百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、現金預け金9,500百万円、有価証券21,973百万円、金融商品等差入担保金2,360百万円、先物取引差入証拠金748百万円及びその他の資産50百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、敷金保証金2,786百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、518,992百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が477,861百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 27,653百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は25,668百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額 27,381百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 12,556百万円

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は10.06％であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	187百万円
役務取引等に係る収益総額	61百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	21百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	△38百万円
役務取引等に係る費用総額	△233百万円
その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額	△1,250百万円

関係会社とのその他の取引

代位弁済額	275百万円
-------	--------

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

イ 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	みなと保証 株式会社	直接 100.00％	保証委託関係 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等 に係る被保証	643,356	—	—
				保証料	233	未払費用	18
				代位弁済	275	—	—

（注）1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、每期交渉の上決定しております。

ロ 当社の親会社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	関西みらい保証株式会社	なし	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に 係る被保証	140,622	—	—
				保証料	48	未払費用	4
				代位弁済	—	—	—

(注) 1. 関西みらい保証株式会社は、株式会社関西みらい銀行の子会社であります。

株式会社関西みらい銀行は、当社を子会社とする株式会社りそなホールディングスの子会社であります。

2. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

3. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、每期交渉の上決定しております。

3. 「その他の経常収益」には、偶発損失引当金の取崩額84百万円を含んでおります。

4. 「その他の経常費用」には、当社における事務システム統合等に伴い発生した一時的な費用11,666百万円を含んでおります。

5. 当社は、営業用店舗については、主として営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、店舗統合・移転等の決定、及び営業キャッシュ・フローの低下した以下の営業用店舗や遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計57百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
兵庫県下	営業用店舗等	建物等	57百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	500	500	0
	小計	500	500	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	25,844	21,664	△4,179
	地方債	12,916	12,352	△564
	社債	361,246	326,365	△34,881
	小計	400,007	360,382	△39,624
合計		400,507	360,883	△39,623

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

市場価格のあるものではありません。

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金等	7,437
関連法人等株式	19

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	29,186	5,465	23,720
	債券	26,111	25,996	114
	国債	21,515	21,430	84
	地方債	—	—	—
	社債	4,596	4,566	30
	その他	7,646	7,334	312
	小計	62,943	38,796	24,147
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	210	269	△58
	債券	183,186	188,837	△5,651
	国債	84,843	87,000	△2,156
	地方債	51,581	54,132	△2,550
	社債	46,761	47,704	△943
	その他	38,709	40,085	△1,375
	小計	222,106	229,192	△7,085
合計		285,050	267,988	17,061

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,626
組合出資金	6,543

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,404	11,801	16
債券	53,474	56	2,219
国債	53,474	56	2,219
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	20,364	405	1,389
外国債券	8,690	9	648
その他	11,673	395	741
合計	87,242	12,263	3,625

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,399	百万円
退職給付信託関連	4,754	
システム統合関連費用	2,837	
繰延ヘッジ損失	798	
退職給付引当金	701	
有価証券償却否認額	695	
賞与引当金	542	
未払事業税	511	
減価償却額	160	
その他	1,884	
繰延税金資産小計	19,286	
評価性引当額	△2,859	
繰延税金資産合計	16,427	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,371	
前払年金費用	△1,461	
退職給付信託設定益	△424	
その他	△89	
繰延税金負債合計	△7,347	
繰延税金資産の純額	9,080	百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.57%から、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.47%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は284百万円増加し、その他有価証券評価差額金は153百万円減少し、繰延ヘッジ損益は22百万円増加し、法人税等調整額は153百万円減少しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産	4,386円94銭
1株当たり当期純利益	177円82銭

第 26 期 決 算 公 告

2025年6月20日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社 み な と 銀 行
代表取締役社長 持 丸 秀 樹

連 結 貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	528,647	預金	3,858,541
コールローン及び買入手形	2,430	債券貸借取引受入担保金	132,523
有価証券	696,405	借入金	344,700
貸出金	3,258,032	外国為替	784
外国為替	13,214	その他負債	44,545
リース債権及びリース投資資産	8,644	賞与引当金	1,850
その他資産	37,033	退職給付に係る負債	103
有形固定資産	26,792	その他の引当金	1,437
建物	12,012	支払承諾	15,918
土地	13,181	負債の部合計	4,400,404
リース資産	100	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	1,498	資本金	39,984
無形固定資産	1,424	資本剰余金	62,151
ソフトウェア	611	利益剰余金	76,409
その他の無形固定資産	813	株主資本合計	178,546
退職給付に係る資産	21,476	その他有価証券評価差額金	11,987
繰延税金資産	4,084	繰延ヘッジ損益	△1,739
支払承諾見返	15,918	退職給付に係る調整累計額	11,515
貸倒引当金	△13,392	その他の包括利益累計額合計	21,763
		純資産の部合計	200,309
資産の部合計	4,600,713	負債及び純資産の部合計	4,600,713

〔 2 0 2 4 年 4 月 1 日 から
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで 〕 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		77,453
資金運用収益	40,937	
貸出金利息	31,451	
有価証券利息配当金	7,055	
コールローン利息及び買入手形利息	163	
預け金利息	1,775	
その他の受入利息	490	
役務取引等収益	16,683	
その他業務収益	7,243	
その他経常収益	12,588	
償却債権取立益	113	
その他の経常収益	12,475	
経常費用		66,555
資金調達費用	3,582	
預金利息	2,750	
譲渡性預金利息	58	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
債券貸借取引支払利息	1,036	
借入金利息	△271	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	4,311	
その他業務費用	10,476	
営業経費	34,511	
その他経常費用	13,674	
貸倒引当金繰入額	777	
その他の経常費用	12,897	
経常利益		10,897
特別利益		71
固定資産処分益	71	
特別損失		200
固定資産処分損	143	
減損損失	57	
税金等調整前当期純利益		10,767
法人税、住民税及び事業税	9,732	
法人税等調整額	△6,967	
法人税等合計		2,765
当期純利益		8,002
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		8,002

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

(重要な後発事象)

当社は、2025年4月1日に株式会社みなとカード及びみなとシステム株式会社の株式の一部または全部を売却したことにより、2025年度以降、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 9社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 1社
会社名

みらいリーナルパートナーズ株式会社

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,825百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 133百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

信用保証協会負担金引当金 958百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「役務取引等収益」に含まれております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

(12) グループ通算制度の適用

当社及び連結される子会社は株式会社りそなホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 13,392百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。

当該引当金算出方法の詳細は、「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。

なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 2,131百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,460百万円
危険債権額	39,663百万円
三月以上延滞債権額	224百万円
貸出条件緩和債権額	5,908百万円
合計額	55,257百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,550百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号2024年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、33,801百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	507,603百万円
貸出金	111,892百万円
その他資産	108百万円
担保資産に対応する債務	
預金	11,874百万円
債券貸借取引受入担保金	132,523百万円
借入金	344,700百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、現金預け金9,500百万円、有価証券21,973百万円、金融商品等差入担保金2,360百万円、先物取引差入証拠金748百万円及びその他資産50百万円を差し入れております。

また、その他資産には、敷金保証金2,810百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、520,909百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が479,778百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 27,742百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は25,668百万円であります。

10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は10.61％であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益12,197百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、当社における事務システム統合等に伴い発生した一時的な費用11,666百万円を含んでおります。

3. 営業用店舗については、主として営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、その他の連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、店舗統合・移転等の決定、及び営業キャッシュ・フローの低下した以下の営業用店舗や遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計57百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
兵庫県下	営業用店舗等	建物等	57百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

4. 包括利益 4,756百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応するため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社の連結子会社には、国内において信用保証等を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 貸出資産の内容及びそのリスク

当社は兵庫県を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

② 有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③ デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社で取り扱っておりますデリバティブ取引には、金利関連における金利スワップ取引や金利オプション取引、通貨関連における為替予約取引や通貨オプション取引、株式関連における株価指数先物取引、債券関連における債券先物取引や債券店頭オプション取引等があります。

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、及び金融資産・負債のヘッジ取引の目的でデリバティブ取引を取り扱っております。

(i) お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社ではデリバティブ取引について次のような考え方のもとで取り組んでおります。

- ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。

また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

- ・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不適当と認められる取引は行わないこと。

- ・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

- (ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。

また、「個別ヘッジ」の場合は、ヘッジ手段とヘッジ対象の金利等条件の一致確認等により当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、SA-CCR方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（3）②のとおり適切に管理しております。

- ④ 金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの調達にて資金調達等を行っております。

これらについては、金利の変動リスクや、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署におけるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスクに関する会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

信用リスクに関する会議は、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理の体制

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、市場リスクに関する対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等の残高限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、金融商品の保有目的に応じてバンキング、政策保有株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。

また、バンキングについては、CVA（デリバティブ取引にかかる信用評価調整）も含めたリスク額としております。

なお、一部の商品や子会社のリスク額は、当社の市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) バンキング

当社において、政策保有株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社では、バンキング業務に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社のバンキング業務のリスク額は、全体で4,439百万円であります。

(イ) 政策保有株式

当社において、政策目的で保有する株式については、バンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社では、政策保有株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

連結決算日現在で当社の政策保有株式のリスク額は91百万円であります。

(iii) 市場リスクのVaRの検証体制等

当社では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテストを実行し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表に含めておらず（（注1）参照）、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	400,507	360,883	△39,623
その他有価証券	285,592	285,592	—
(2) 貸出金	3,258,032		
貸倒引当金（※1）	△ 12,933		
	3,245,099	3,209,488	△35,610
資産計	3,931,198	3,855,964	△75,234
(1) 預金	3,858,541	3,858,159	△381
(2) 借入金	344,700	344,700	—
負債計	4,203,241	4,202,859	△381
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(594)	(594)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	(2,538)	(2,538)	—
デリバティブ取引計	(3,132)	(3,132)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1) (*2)	1,653
組合出資金(*3)	8,652

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について101百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	106,358	—	—	106,358
地方債	—	51,581	—	51,581
社債	—	25,638	25,718	51,357
株式	29,519	—	—	29,519
その他	30,534	16,241	—	46,775
資産計	166,412	93,461	25,718	285,592
デリバティブ取引				
金利関連	—	(1,483)	—	(1,483)
通貨関連	—	(1,649)	—	(1,649)
デリバティブ取引計	—	(3,132)	—	(3,132)

（＊）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	21,664	—	—	21,664
地方債	—	12,352	—	12,352
社債	—	326,865	—	326,865
貸出金	—	—	3,209,488	3,209,488
資産計	21,664	339,218	3,209,488	3,570,371
預金	—	3,858,159	—	3,858,159
借入金	—	344,700	—	344,700
負債計	—	4,202,859	—	4,202,859

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

商品有価証券

商品有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状況が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価と帳簿価額が近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、元利金の合計額を市場金利に当社あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 社債 私募債	現在価値技法	割引率	0.6% — 26.8%	1.2%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 金融資産及び 負債の評価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上					
有価証券 その他有価証券 社債	31,350	—	115	△5,747	—	—	25,718	—

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価技法を用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いられている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇（低下）すると、現在価値は下落（上昇）します。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	500	500	0
	小計	500	500	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	25,844	21,664	△4,179
	地方債	12,916	12,352	△564
	社債	361,246	326,365	△34,881
	小計	400,007	360,382	△39,624
合計		400,507	360,883	△39,623

2. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	29,309	5,482	23,826
	債券	26,111	25,996	114
	国債	21,515	21,430	84
	地方債	—	—	—
	社債	4,596	4,566	30
	その他	8,065	7,334	731
	小計	63,486	38,813	24,672
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	210	269	△58
	債券	183,186	188,837	△5,651
	国債	84,843	87,000	△2,156
	地方債	51,581	54,132	△2,550
	社債	46,761	47,704	△943
	その他	38,709	40,085	△1,375
	小計	222,106	229,192	△7,085
合計		285,592	268,005	17,586

3. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,404	11,801	16
債券	53,474	56	2,219
国債	53,474	56	2,219
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	20,364	405	1,389
外国債券	8,690	9	648
その他	11,673	395	741
合計	87,242	12,263	3,625

5. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	77,453
うち役務取引等収益	16,683
預金・貸出業務	6,067
為替業務	2,354
信託関連業務	546
証券関連業務	3,004
代理業務	921
保護預り・貸金庫業務	293
保証業務	634

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産	4,851円41銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	193円81銭